

## 全日本氷彫創美会会則

### 第1章 主 旨

- 第1条 本会は全日本氷彫創美会と称する。
- 第2条 本会は会員相互の親睦、融和をはかり社会的地位の向上とより優れた人間性を探求し、技術の向上を図ることを目的とする。
- 第3条 本会は全国都道府県それぞれの支部を一単位として本会に加盟する。
- 第4条 本会に加盟を希望する団体があるときは、役員会の決議を経てこれを定める。
- 第5条 本会の事務局は東京都に置く。
- 第6条 本会は第2条の目的を達成するため、運営の妙を発揮し支部相互の交流を図り諸事業を行う。
- ①氷彫刻の技術指導
  - ②氷彫刻コンクールの開催
  - ③諸情報の収集の提供
  - ④その他必要な事業

### 第2章 会 員

- 第7条 本会の会員は、各支部より本部に登録された者を全日本氷彫創美会会員とする。
- 第8条 本会に賛助会員を置くことができる。

### 第3章 役 員

- 第9条 本会は次の役員を置く。  
会長 1名、副会長 3名、常任理事及び理事若干名、事務局長 1名  
会計 1名、会計監査 2名
- 第10条 本会に名誉会長、顧問、相談役を置くことができる。  
会長は本会を代表し会務を統轄し必要に応じて事業を報告しなければならない。
- 第11条 副会長は会長を補佐し、事業運営の円滑化に協力し必要に応じてこれを代行する。
- 第12条 常任理事・理事は常時会務に参画し、総会・役員会の議決執行にあたる。
- 第13条 会計は、本会の会計事務を掌理する。
- 第14条 会計監査は、本会の会計を監査する。
- 第15条 事務局長は、本会の事務を掌理する。

- 第16条 会長、副会長、常任理事、理事、監事は総会において会員の推挙により選出する。
- 第17条 事務局長、会計は会長が委嘱する。
- 第18条 名誉会長は、総会において決定する。
- 第19条 顧問・相談役・賛助会員は、役員会において決定し、顧問・相談は会長が委嘱し必要に応じ会議に出席、意見を述べる事ができる。
- 第20条 役員は、任期を2年とし再選は妨げない。
- 第21条 支部長、支部幹事長及び支部事務局長以上を持って役員会を構成する。

#### 第4章 会議

- 第22条 会議は、総会及び理事会を決議機関とし、常任理事会を執行機関とする。総会は通常総会と臨時総会とし、通常総会は年1回開催し、臨時総会は必要に応じ会長が招集する。
- 第23条 理事会及び常任理事会は必要に応じ開催する。

#### 第5章 会員の賞罰

- 第25条 本会発展に貢献しその功績を認められた個人及び団体は、役員会の決議により表彰する事ができる。
- 第26条 会費を1年以上滞納した時、又は会の名誉と芸術を志す者としての誇りを著しく傷つけた者は、役員会の決議により除名することができる。

#### 第6章 経費

- 第27条 本会の経費は、会費・賛助会費及び寄付金をもって充当する。
- 第28条 本会の会費は、1名年3000円とし、賛助会員はこれを定めず、会費の納入は3月までに納入しなければならない。
- 第29条 本会の会費は、各支部が取りまとめて本部事務局へ納入する。会費は途中退会しても返金はしない。

#### 第7章 規約と管理

- 第30条 本会の会則は総会に付議し、主席者の3分の2以上の賛成を得なければ改廃することができない。
- 第31条 本会の会則に基づく会務を運営するに当たり、必要な細則は役員会で決める事ができる。
- 第32条 各支部における事業は、支部長が本部事務局に報告しなければならない。